

泉大津市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出については、大阪府をはじめ関係諸機関と連携のもと、諸施策の展開に努めてまいります。

また、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットに関しましては、現在の雇用情勢に鑑み、国において緊急経済対策の一環として緊急雇用創出事業及び重点分野雇用創出事業など雇用・就業機会の創出・提供を図るための事業が実施されており、本市においては地域人材育成事業を活用し、介護・福祉関連の人材育成や雇用促進に向けた施策推進に努めてまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

若年者をはじめ高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等いわゆる就職困難層への就労支援策は、地域就労支援事業推進協議会ならびにNPO団体等の外部の関係諸機関との連携を強化するとともに、庁内労働部局と福祉部局の連携を深めるなど、連携強化に努めてまいります。

なお、現在厳しい雇用失業情勢のなかで求職中の貧困・困窮者の方々に対しましても、ハローワークが実施した求職中の貧困・困窮者に対する各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談・手続きを一括して行う「ワンストップ・サービス・デイ」への協力をはじめ、関係諸機関との連携強化に努めてまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周

知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働者に多大な影響を及ぼす改正最低賃金法や労働基準法などの各種労働法制については、広報紙やインターネット等を用いて周知を図るとともに、経営者団体や事業者へも啓発に努め、その認識と理解を促してまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リピングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

本市では、平成18年度の庁舎清掃業務において、総合評価入札制度を導入しております。また、契約書及び仕様書における業務契約約款については、請負者の法令上の責任として労働基準法や最低賃金法をはじめとする主な法令を遵守するよう明記しております。

公契約条例は、国の動向ならびに法律の制定状況を見極めてまいりたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組みについては、「泉大津市次世代育成支援・地域行動計画」に基づき各種法制度の普及・定着に取り組むほか、子育てに対する理解や協力の促進を図るとともに子育てしやすい就業形態の導入など企業に対する啓発・働きかけに努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中

小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

各エリアで形成されつつある産業と中小地場企業との結合については、「泉大津市産業振興ビジョン」、また地場産業界をはじめ市・商工会議所等の関係諸団体で構成する地域産業振興会においても課題となっており、今後、地場産業界や商工会議所などと連携し、意見・情報交換を行い調査研究してまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

臨海地区への企業誘致のため、本市では平成13年10月に「泉大津市企業誘致促進に関する条例」を制定しており、その後誘致地区等の改正を行い、企業誘致に努めております。

また、順次市街化区域へ編入される大阪湾圏広域処分場跡地につきましては、大阪府とともに積極的に企業誘致を進めていきます。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨に基づき、工事発注については、ランク別発注基準の遵守により地元中小零細企業に対する受注機会の確保に努めており、また、物品購入は地元中小零細企業に発注するよう努めております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本市では、入札参加業者に対し「公正な入札及び工事等の適正な施工について」という文書により指導するとともに、落札業者に対しては再度、文書により下請や労働者に対する適切な契約・支払いの遵守等の指導を行っております。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市においては、地方交付税の総額抑制市税収入の低迷のなかで、35億円を超える公債費負担や団塊の世代の退職手当の急増など、依然として厳しい財政状況です。この厳しい財政状況を克服するとともに、様々な社会環境の変化に柔軟に対応し、市民ニーズに的確に応え得る強靱で柔軟な行財政体制を確立するため、平成19年度から21年度までは「いずみおおつ再生・未来プラン」に取り組み、平成22年度から24年度までは「泉大津市経営指針」をお示しし、市民の皆様のご理解・ご支援のもと、簡素で効率的な行財政運営を推進していきます。また、広報紙やホームページにて市民に対し情報公開に努めてまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

自治会等の地区組織やNPOならびにボランティアなど地域で主体的に活動する個人・団体の活動の自主性・主体性を尊重しつつ、間接的・側面的な支援を行うとともに、市民参画による「協働によるまちづくり」を推進し、効果的・効率的な行政運営をめざします。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

(回答)

大阪府からの権限移譲を円滑に行うことができるよう、人員の配置等の見直しも含めて積極的に検討してまいります。

(3) - 大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化す

るのかを明確にすること。

(回答)

大阪府・市町村分権協議会では平成21年3月に「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」を取りまとめており、各市町村においては平成22年度から3年間の権限移譲実施計画を策定する段階となっております。今後も引き続き分権協議会に対して意見するとともに、権限移譲において住民への影響があるものについては、広報紙やホームページを通じて周知する予定をしています。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

大阪府との重複した事業や事務事業の有無については、検証・見直し等を行ってまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向け、住民の理解を得ながら、大阪府とも連携し、大阪府市長会を通じ国に対して要望してまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

平成17年度より実施しております事務事業評価の結果の精査に努めるとともに、平成19年度より導入しております外部評価システムを検証してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

本市市立病院では、平成19年7月に社会福祉士1名、平成21年4月に医療技術職員1名を地域医療連携室に増員し、平成22年4月にも社会福祉士増員を予定しており、今後も地域医療連携体制の充実を図ってまいります。

平成21年10月より大阪府の「救急勤務医手当導入促進事業」を活用した救急診療に係る宿日直手当の増額や「大阪府産科分娩手当導入促進事業」を活用した分娩手当を導入し、看護師等については夜間看護手当を増額するなど、医師や看護師等の医療従事者の処遇改善に努めております。

(2)（福祉人材確保の強化）

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

介護労働者の質の向上や人材育成の研修の充実につきましては、介護保険制度に係る研修などを大阪府をはじめ市においても実施しております。

福祉人材確保の強化は、平成21年度に介護職員処遇改善交付金事業が開始され、介護職員の処遇改善が図られております。本市においても、研修会や連絡会等の機会に事業所等の情報収集や状況把握に努めてまいります。

(3)（利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充）

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

（回答）

障がい福祉サービスを必要とされる方が必要な時にサービスを利用できるよう情報提供に努めてまいります。また、利用者負担軽減等の障がい福祉サービス制度の拡充は、大阪府を通じ国に要望してまいります。

(4)（企業に対するメンタルヘルス対策支援施策）

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと

同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

企業に対するメンタルヘルス対策は、大阪府をはじめ関係諸機関と連携し、中小企業などの事業者や経営者団体へも医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るよう啓発に努めるとともに、支援体制の充実を働きかけてまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

地域の実情に応じた子育て支援施策を推進するため、「泉大津市次世代育成支援・地域行動計画」を現在見直しております。そのなかで、5年間の具体的な目標事業量を定め、通常保育については120名の定員拡大を掲げ、老朽化した60名定員の公立保育所の廃園にあわせて社会福祉法人による120名定員の保育所の開園を平成22年4月開園に向け準備しており、待機児童の解消に向けた取り組みを実施しています。

また保育ニーズ等の面については、延長保育を10ヶ所で午後7時まで、2ヶ所で午後8時まで実施しており、さらに、平成22年度から新たに開所する保育所で午後8時までの延長保育・病後時保育(体調不良時対応型)・一時預かり事業・地域子育て拠点事業(ひろば型)を実施します。

なお、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、幼稚園の預かり事業などについては、それぞれ現状どおり推進してまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

小学校における子どもの安心・安全対策は、2010年度中に校門付近に監視カメラの設置を行い、すでに設置しているオートロックシステムと連携しながら人的警備から機械警備へ移行したうえで、安心・安全対策を継続して実施してまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

現在、大阪府が実施しております小学校1・2年生の35人学級編制の施策はぜひとも継続していただきたいと考えており、府に対し要望してまいります。

また、キャリア教育は、大阪府のキャリア教育の推進に合わせて、子どもの成長段階に応じた「働くこと」についての知識を体験的な活動や探求的な活動を通じて学校で指導しており、地域の方々のご協力を得て、小学校では「昔遊びの物作り体験活動」や「総合的な学習の時間を活用した商店街での体験活動」などの取り組みをしており、中学校では「職場体験活動」などの取り組みをしております。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度については、現状は適正な水準と考えております。

奨学金制度については、大阪府育英会奨学金制度をすべての市内中学校で適宜周知徹底を図っています。また、進路選択支援事業として市教育支援センターに窓口を設置し、高校や大学進学等について奨学金制度の照会や個別相談・支援を行っております。市民へは広報紙やホームページ等を通じて広く周知を図っています。なお、給付制を基本とする奨学金の創設については、本市としても要望してまいります。

授業料減免や高校の実質的無償化の施策については、府や国の動向を見守ってまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

泉大津市要保護児童対策地域協議会において、児童福祉課を調整機関とし、大阪府子ども家庭センターをはじめ教育・福祉・保健・医療の関係機関の連携により、常に早期発見・早期対応を図るよう努めています。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

平成21年度より、人権相談事業関係連絡会を配偶者暴力防止連絡会を兼ねて開催し、庁内関係課・泉大津警察署・和泉保健所ならびに岸和田子ども家庭センター等との連携をより密にしております。

相談窓口は、広報紙やホームページを活用するほか、女性の相談窓口一覧を記載したチラシ(「女性の相談窓口」)を作成し、市庁舎内及び市出先機関の女性トイレに設置するなど周知徹底しています。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

「第2次泉大津市男女共同参画推進計画(にんじんプラン)」を策定し、これに基づき各種施策を推進しているところです。

「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」に謳われている拠点施設である「にんじんサロン」を中心に、なお一層各種施策を推進してまいります。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

平成11年に「地球温暖化対策実行推進計画」を策定し、検証や時点修正を加え平成21年度に計画の見直しを行いました。公用車の集中管理や天然ガス自動車への転換、市立病院のESCO事業、太陽発電装置の整備、太陽光照明の整備、校庭等の芝生整備・緑のカーテン整備事業等をはじめとした取り組みを行っており、今後も引き続き様々な温室効果ガス削減に向けた取り組み

を行ってまいります。

また、対策の強化といたしましては、環境フェアの開催、緑のカーテン設置事業、街頭啓発事業、出前講座、ホームページ・チラシ・冊子や広報紙における環境特集の連載をはじめとした啓発事業、また市民・企業・団体等と連携したごみゼロ大作戦をはじめとした環境美化事業、学校教育の一環としての国・府・民間企業と連携したエコカー等を利用する環境体験学習、また環境教育授業などを実施し、今後もあらゆる機会を通じて環境啓発に努めてまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

3Rの推進とリサイクル率の向上については、広報紙やホームページにおいて定期的に特集記事を掲載するなど、市民の意識啓発に努めています。

また、自治会などを中心とした各種団体等に対するごみ減量・分別に係る出前講座を強化し、ごみの減量・分別徹底に努めております。

今後の取り組みは、現行の取り組みをさらに充実させるとともに、さらなる分別収集の細分化、指定袋制によるごみ有料化の導入を検討するなど、今後も引き続きごみの減量・分別に努め、3Rの推進とリサイクル率の向上に努めてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本市では、東南海・南海地震等の大規模災害の被害想定に基づき、防災倉庫等に食糧等を備蓄、また、府県域を越えた同時被災の可能性が少ない遠隔自治体と災害ネットワーク協定を締結し、大規模災害時に不足する防災力を補い公的防災力を強化しております。

また、毎年自治会・自主防災組織等の地域住民が参加する総合防災訓練や津波避難訓練等を実施するとともに、避難所への誘導標識として太陽光電池式避難誘導標識や市街地表示式避難地案内板を年次的に増設しております。

緊急医療体制等の整備については、大阪府等と連携し充実を図ってまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観

点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

災害時に一次避難場所となる小・中学校施設については、最重要施策と捉え、平成21・22年度において小・中学校施設13棟の耐震化を実施または実施予定です。平成22年度においては、中学校6棟の耐震二次診断委託料の予算要求を行っており、小・中学校施設の耐震化の促進を図ってまいります。

昭和56年以前建築の木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度は平成20年6月より実施しております。また、周知につきましては、建築住宅課相談窓口・広報紙・ホームページならびに出前講座等により行っております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市では、特に通学路の子どもたちの安全確保のため、PTAや自治会・防犯委員会、青少年対策協議会等により構成された「子ども安全見守り隊」の皆様にご尽力をいただいております。

また、市では、登下校時に青色バイクや青色パトロール車を使った「青色パトロール隊」が市内一円を巡回し、不審者情報等によりパトロールの重点地域を定めるなど、警察との連携を図り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう対策を講じております。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市のバリアフリー化は、平成8年に「泉大津市福祉のまちづくり重点地区整備計画」を策定

し、歩道の段差解消に取り組んでまいりました。平成18年にはこの重点地区の歩道の段差解消が完了し、市内全体の改良事業を進めています。

また、道路整備事業は都市計画道路南海中央線延伸事業を、開かずの踏切対策としては南海本線（泉大津市）連続立体交差事業を進めているところです。

公共交通網の整備については、現在ふれあいバスが運行中であり、高齢者や障害者・妊産婦の方々が無料で乗車することができます。また、臨海部を除く市域については約8km²しかなく、南海電鉄やJRの各駅にも徒歩もしくは自転車で利用が一般的ですので、その方向性を維持し啓発に努めてまいりたいと考えております。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権を救済する法律について整備が必要であることは認識しており、大阪府等と連携し国に働きかけていきたいと考えております。また、人権啓発活動についても府等と連携しながら推進してまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では昭和59年7月に、核兵器の廃絶と戦争のない平和な市民生活を願い「非核平和都市宣言」を行っております。

小中学生や市民の方々に平和への願いをテーマとした絵・メッセージなどを描いていただく「平和メッセージ展」、戦争の悲惨さを伝える施設などを訪れ平和の尊さに対する理解を深めていただく「平和バス見学会」、そして、戦争をとらえた写真などのパネルを庁内ロビーに展示する「平和パネル展」など、各種平和事業を実施しております。

今後もこれらの事業を通して、平和事業を推進してまいります。

7. 独自要請

(1) (地域医療体制の確立について)

現在、医師の偏在等による医師確保の困難な状況、また診療報酬制度の改悪により特に公立病院の運営は厳しいものとなっています。

このような状況のなか、貴市立病院におかれましては、昨年地域周産期母子医療センターをオープンさせ、泉大津のみならず泉州地域の医療を担う公立病院として奮闘されていることに敬意を表します。

しかしながら病院財政は、赤字運営の続く厳しい財政運営となっています。連合大阪泉州地区協議会は、地域医療を守る観点から貴市立病院の健全な財政運営を求めるとともに、市としても財政的な支援を行うことを求め、また、泉州地域の広域的な医療の中核を担っている現状を踏まえ、大阪府さらに国からの支援を積極的に求めることを要望します。

(回答)

これまでも、「公立病院特例債」や各種補助金・交付金の活用を行っており、NICU開設にあたっては「地域周産期母子医療センター施設整備事業補助金」や交付税等を受けておりますが、今後とも、より一層国や府からの支援を積極的に求めてまいります。

(2) (泉北4区の廃棄物の不法投棄について)

臨海部泉北4区、特に南側地域に不法に投棄された廃棄物が存在します。地域のクリーンキャンペーン等の取り組みでは処理できない産業廃棄物が多数存在しますので、行政での撤去を求めるとともに、不法投棄の温床となっている現状からも、その防止策の検討を求めます。

(回答)

臨海部泉北4区におきましては、港湾管理者である大阪府港湾局・本市・地区協議会ならびに企業との協同で平成20年10月より2ヶ月ごとに清掃を行っており、処理できない産業廃棄物については大阪府港湾局が撤去しております。また、「不法投棄禁止」の啓発用看板の設置と大阪府港湾局によるパトロールの強化により不法投棄防止に努めてまいります。